



2024年9月26日

各位

会社名 株式会社ブレインパッド
 代表者名 代表取締役社長 CEO 関口 朋宏
 (コード番号：3655 東証プライム)
 問合せ先 執行役員 CFO 新木 菜月
 (TEL. 03-6721-7701)

**当社取締役、執行役員および従業員に対する
 譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ**

当社は、2024年9月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年10月25日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 40,600株
(3) 処分価額	1株につき 832円
(4) 処分価額の総額	33,779,200円
(5) 割当予定先	当社の取締役 (※) 3名 11,050株 当社の執行役員 13名 8,550株 当社の従業員 17名 21,000株 ※監査等委員である取締役および社外取締役を除く。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に対して当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入しております。

また、2021年9月29日開催の第18回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額7千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、および、譲渡制限付株式の譲渡制限期間として起算日を付与日の属する月の月初日とする3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度により対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年4万5千株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象

取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の執行役員および一部従業員に対しても、同様の譲渡制限付株式を付与する旨を、以下のとおり、本日開催の当社取締役会にて決議しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の対象取締役3名に対し、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計9,193,600円を、当社の執行役員13名（以下「対象執行役員」という）に対して金銭（報酬）債権合計7,113,600円を、また、当社の従業員17名（以下「対象従業員」という）に対して金銭債権合計17,472,000円を付与し、当社の普通株式合計40,600株（以下「本割当株式」という）を付与することを決議いたしました。

<対象取締役と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2024年10月25日（払込期日）から2027年9月30日までの間、付与された本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、2024年10月から当該地位を喪失した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、1を超える場合には1とみなす。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時、または、譲渡制限期間中に対象取締役が当社の取締役の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、上記（2）に準じて計算して得られた株数について（ただし、上記（2）の地位の喪失時を当該承認の日読み替えて計算する。）、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

<対象執行役員および対象従業員と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と、対象執行役員および対象従業員（以下「対象者」と総称する）とは、個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2024年10月25日（払込期日）から2026年9月30日までの間、付与された本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、従業員または執行役員等のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社または当社子会社の取締役、従業員または執行役員等の地位をいずれも喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、2024年10月から地位を喪失した日を含む月までの月数を24で除した数（ただし、1を超える場合には1とみなす。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時、または、譲渡制限期間中に対象者が当社もしくは当社子会社の取締役、従業員もしくは執行役員等の地位をいずれも喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、上記（2）に準じて計算して得られた株数について（ただし、上記（2）の地位の喪失時を当該承認の日読み替えて計算する。）、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権または金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年9月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である832円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役、対象執行役員および対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上